

# 令和2年第3回大山町教育委員会

招集年月日 令和2年2月28日（金） 午前9時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1番	湊谷紀子	2番	池嶋順子	3番	栞山洋美
4番	金田吉人				

その他の出席者

## 日 程

1. 開会宣言（午前 時 分）

2. 議事日程の報告

日程第 1 会議時間の決定  
自 午前 時 分 至 午前 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案第 1 号 アメリカメキュラ市中学生交流団派遣事業  
個人負担額支援金給付交付要綱の制定について

日程第 4 議案第 2 号 令和2年度準要保護児童生徒の認定について

日程第 5 議案第 3 号 指定学校の変更について

日程第 6 議案第 4 号 区域外就学について

3. その他

4. 次回の開催日程 令和2年3月 日（ ） 午 時 分

5. 閉会宣言（午前 時 分）

## 報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
1 月 30 日	木	大山カレッジ(理科)
31 日	金	大山町・嘉手納町人材育成交流事業お別れ式(名和公民館)
2 月 2 日	日	大山町生涯学習大会(保健福祉センターなわ)
5 日	水	要対協代表者会議(保健福祉センターなわ)
6 日	木	六長合同会議、教育民生常任委員会との協議
7 日	金	全員協議会、管理職会、琴の浦高等特別支援学校実習生受け入れ期間終了
12 日	水	国体記念スキー大会
14 日	金	大山小学校への寄付
15 日	土	大山町スポーツ少年団交流研修会(名和公民館)
16 日	日	第11回西部町村社会教育研究大会(生活想像館)、鳥取県文化功労賞受賞記念祝賀会(ANAクラウンプラザホテル)
17 日	月	臨時教育委員会(非公開)、緊急の学力向上対策会議(名和公民館)
18 日	火	米子市文化財保護審議会
19 日	水	第2回教職員人事教育長ヒアリング(米子市)
21 日	金	小地域懇談会事後研修会
23 日	日	中山国際交流協会
25 日	火	通級入級検討会(名和公民館)
26 日	水	全員協議会
27 日	木	大山カレッジ(理科)、長期研修生の大山町教育委員会における成果還元報告会(名和公民館)、大山西小 地区進出学習会閉講式
28 日	金	定例教育委員会、ジビエ振興会

## 今 後 の 予 定

- 3月1日(日) 大山さんサンフェスティバル(旧大山分館まつり)
- 3月2日(月) 大山町議会3月定例会(報告、提案理由説明)
- 3月3日(火) 六長合同会議
- 3月4日(水) 大山町議会3月定例会(補正予算質疑・討論・採決)
- 3月5日(木) 県立高校入試(~6日)

## 議案第1号

### アメリカメキュラ市中学生交流団派遣事業個人負担額支援金給付交付要綱の 制定について

アメリカメキュラ市中学生交流団派遣事業個人負担額支援金給付交付要綱を次のように  
制定する。

令和2年2月28日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

### アメリカメキュラ市中学生交流団派遣事業個人負担額支援金給付交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、経済的な理由によりアメリカメキュラ市中学生交流団派遣事業（以下、派遣  
事業とする）に参加することが困難と認められる生徒に対し、派遣事業負担額の一部を負担する  
ことで、事業の公平を期する。

(給付対象者)

第2条 給付対象者は、大山町就学援助費給付要領第2条に規定する給付対象者とする。

(給付対象経費)

第3条 支援金の給付対象経費は、派遣事業負担額とする。

(支援金額)

第4条 前条に掲げる給付対象経費に係る支援金の額は、参加者1名につき100,000円とする。

(給付の認否の決定等)

第5条 前条の申請を受けた教育委員会は、その内容を審査し、給付の認否を決定の上、申請者にそ  
の旨通知するとともに、必要に応じて関係者に通知するものとする。

(決定の取消及び支援金の返還)

第6条 派遣事業の実施日までに要保護者、準要保護者認定が取り消された場合、給付決定も併せて  
取り消されるものとする。また、既に支援金が給付されていた場合は、給付対象者は、速やかに  
支援金を返還するものとする。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 2 号

令和 2 年度 準要保護児童生徒の認定について

令和 2 年度 準要保護児童生徒を次のとおり認定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 8 日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

1. 令和 2 年度 準要保護児童生徒認定候補者

申請児童生徒数 1 8 人（詳細別紙） 認定児童生徒数 人

議案第 3 号

指定学校の変更について

下記のとおり指定学校変更の申立てがあり、学校教育法施行令第 8 条の規定により、指定学校を変更するものとする。

令和 2 年 2 月 2 8 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

1. 指定学校変更の申立て 2 件（詳細別紙） 認定件数 件

議案第 4 号

区域外就学について

下記のとおり区域外就学の申立てがあり、学校教育法施行令第9条の規定により区域外就学を許可するものとする。

令和2年2月28日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

1. 区域外就学の申立て 3 件（詳細別紙）                      認定件数      件